

居宅届のさかのぼり収受の取扱いについて

日頃から、本市の介護保険事業の運営につきましてご理解、ご協力をいただきありがとうございます。

居宅介護サービス費、居宅介護サービス計画費、介護予防サービス費、介護予防サービス計画費、地域密着型(介護予防)サービス費については、指定居宅介護支援(又は指定介護予防支援)を受けることにつき、あらかじめ利用者が市町村に届け出ている場合に、保険者が各指定事業者へ直接支払うこと(いわゆる現物給付)ができることとされています。

(介護保険法第41条第6項、第46条第4項、介護保険法施行規則第64条第1号イ等)そのため、現物給付による給付を受ける場合は「居宅サービス計画作成依頼(変更)届出書」又は「介護予防サービス計画作成・介護予防ケアマネジメント依頼(変更)届出書」(合わせて以下「居宅届」といいます。)をあらかじめご提出いただいているところです。

そして、この「あらかじめ」について、本市では、計画が作成されていることを推定するための合理的な時期として、利用開始の当月中という取扱いをしているため、月をまたいだ居宅届のさかのぼり収受は原則として認めておりません。

例外としては、認定結果が出ていないがサービスを利用する必要がある場合に、居宅介護サービス計画及び介護予防サービス計画を両方作成し(いわゆるダブルプラン)、電話連絡又は居宅届への欄外記載により連携事業所を本市にあらかじめお知らせいただいた場合には、認定結果後に確定した認定結果に従った計画に関する居宅届をさかのぼってご提出いただいています。

これらの取扱いについては、従前から行っているため、市内の各事業者におかれましてはご理解、ご協力をいただいているところと存じますが、一方で、(計画が作成されていることは前提として)やむを得ない事情により居宅届を提出できなかった、ダブルプランの連絡を失念してしまった、等の理由により現物給付が受けられなくなってしまう場合について、色々なご意見ご要望をいただいている状況です。

そこで、この度、改めて検討した結果、居宅届のさかのぼり収受の例外につきまして、次のように一部取扱いを緩和することといたします。

なお、留意点とお願いにつきましても併せてご確認ください。

【居宅届のさかのぼり収受に関し取扱いを緩和する点】

計画が作成されてはいたが、何らかの理由によりこの計画に係る居宅届の提出又はダブルプランの申出があらかじめ行われていなかった場合については、当該計画の原本を介護保険課窓口で提示していただくことにより当該計画の作成を確認させていただくことを条件に、居宅届を当該計画作成の月又は当該月以降の任意の月までさかのぼって収受する。

※留意点

- ① 上記の取扱いにより居宅届のさかのぼりを希望する場合は、居宅届とともに、計画書の原本を介護保険課窓口へ提示してください。介護保険課（総務・給付担当）の職員が内容を確認し、問題がない場合はさかのぼって居宅届を収受いたします。この場合、計画書の必要箇所の写しをとらせていただきますので、ご了承ください。なお、各市民センター地区福祉窓口及び郵送での受付はできませんので、ご注意ください。
- ② 提示していただく計画書は、利用者への説明・同意・交付日及び利用者の署名等が確認できる原本となります。また、暫定プランの始期にさかのぼることを希望する場合は、暫定時に作成した計画書の原本となります。（認定結果確定後の計画書ではありません。）
- ③ 提示していただく計画書は、第1表、第2表、第6表及び第7表とします。（介護予防サービス計画については、これに準じるもの）
- ④ 提示していただいた計画書を確認した結果、さかのぼりを希望する月の計画作成が認められない場合は、居宅届をさかのぼって収受することができませんのでご了承ください。
- ⑤ さかのぼる月数によっては、請求できるタイミングが遅くなる場合もありますのでご了承ください。

※お願い

この緩和した例外により居宅届をさかのぼって収受する手続きは、居宅届をあらかじめ提出できなかったやむを得ないケース（月末に契約締結及び利用開始された場合や住民登録が急に変更された場合など）のほか、単なる失念による居宅届の提出遅れやダブルプランの申出の失念等についても適用することとしますが、介護保険制度上、居宅届はあらかじめの提出が原則となることに変わりはありませんので、特にダブルプランの場合のように事前連絡ができるケースについては、できる限り、従前どおりの事前の電話連絡又は居宅届の欄外記載による申出を行っていただきますよう、ご協力お願いいたします。

以 上

（事務担当）

藤沢市介護保険課 総務・給付担当

TEL：0466-25-1111（内線3141）

FAX：0466-50-8443